

文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について

・委員構成の変更

第1回協議会での意見を踏まえ、「文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱」の改正を行い、令和7年度より委員数を下記の通り変更する。

区分	所属等	令和6年度要綱上 の人数	現状の人数	令和7年度 要綱改正後 の人数
当事者委員	身体障害者、知的障害者、精神障害者、 障害児（家族を含む。）	4名以内	4名	<u>5名以内</u>
事業者委員	東京商工会議所文京支部、商店街連合会、店舗等	4名以内	2名（1名未定）	<u>3名以内</u>
障害福祉 サービス等 事業者	障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む。）	2名以内	2名	2名以内
専門委員	法曹、医療、雇用、学識経験者	5名以内	5名	5名以内
地域関係団体の代表者	町会連合会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会	3名	3名	3名
関係機関の代表者	障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター	2名	2名	2名
区職員	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長	4名	4名	4名
合計		24名以内	23名（内1名未定）	24名以内

・当事者委員について

要綱改正により、増員を行った当事者委員については文京区障害者地域自立支援協議会の当事者部会委員（知的障害）より1名、委員に加わっていただく予定。当事者委員の増員により、次年度以降は協議会で使用する資料等は平易な内容とし、議題についてもわかりやすい内容にて進行を行うこととする。

また次年度以降については当事者委員の増員に限らず、地域での障害者差別事例を協議会で取り扱いができるよう、障害者団体への聞き取り等、障害者差別事例の吸い上げを検討する。